

令和4年度 クリーニング業務従事者講習 の開催について (2022年度)

(公財) 京都府生活衛生営業指導センター
協力：京都府生活衛生課・各保健所／京都市医療衛生企画課・医療衛生センター

クリーニング業務に従事されている業務従事者の方は、3年に一度京都府知事が指定する講習を受講することが「クリーニング業法」により義務づけられています。該当される方は必ず受講してください。

第2型 (通信講習) 自宅で学習する講習です。

受講対象の方

受講時に交付されている
一番新しい「修了証書」
または「修了済ステッカー」
の年月をご確認ください。

裏面をご参照ください。

京都府内のクリーニング所
又は取次店に勤務されている
業務従事者（クリーニング師を
除く。）の方で、

令和4年（2022年）10月20日
開催の第1型講習が都合により
受講できない方（遠隔地居住
者、持病などで会場受講が
困難な方）

- 1 受付期間 令和4年（2022年）8月30日（火）～
受付締切日 **令和4年10月4日（火）まで**
- 2 受講科目 衛生法規及び公衆衛生・洗濯物の受取、保管及び引渡し
洗濯物の処理・繊維及び繊維製品
- 3 受講料 **4,500円**（テキスト代を含みます。）
- 4 申込方法 同封の払込取扱票 **第2型 申込書** の通信欄に必要事項
をすべてご記入の上、受講料を添えて最寄のゆうちょ銀行
（郵便局の窓口又はATM）に払い込んでください。
 - 振込手数料をご負担くださいますようお願いいたします。
（郵便局のATMをご利用いただきますと、手数料が窓口払込
より安くなります。）
 - 事業所で一括して受講申込みをご希望される場合は、事前に
当センターまでお知らせください。
- 5 受講方法 申込みを受付後、「テキスト」と「レポート問題」を勤務
されているお店（事業所）に送付します。ご自宅で学習され
た後、レポート問題を全て解答の上、締切日までに解答用紙
を当センターへご提出ください。
 - 下記の「受講の流れ」をご覧ください。
 - 動画配信などのオンライン学習はありません。

第2型通信講習 受講の流れ

第2型申込み (テキスト等の送付)

お申込みは【第2型申込書】
の用紙をご使用ください。

お申込みを受付した後、
約1週間で「テキスト」と
「レポート問題」が勤務され
ているお店（事業所）に届き
ます。

自宅学習 (レポート問題解答用紙の提出)

テキストで自宅学習の後、レポート問題を
全て解答（※）の上、締切日までに解答
用紙を当センターへご提出ください。

【提出締切日】 令和4年10月28日
（金・当日消印有効）

※解答方法は「番号選択方式」です。
テストではありませんので、テキスト
で問題内容の確認をおこないながら
取り組んでください。

修了証書等の交付

ご提出いただいた解答用紙
により学習の成果を確認し、
全科目を修められた方には
「修了証書」と「修了済ス
テッカー」を交付（※）しま
す。

※令和4年11月下旬頃に勤
務されているお店（事業
所）にお送りします。

お客様は安全・安心を求めています。
クリーニング業法で定められた業務従事者講習を3年に一度受講しましょう。

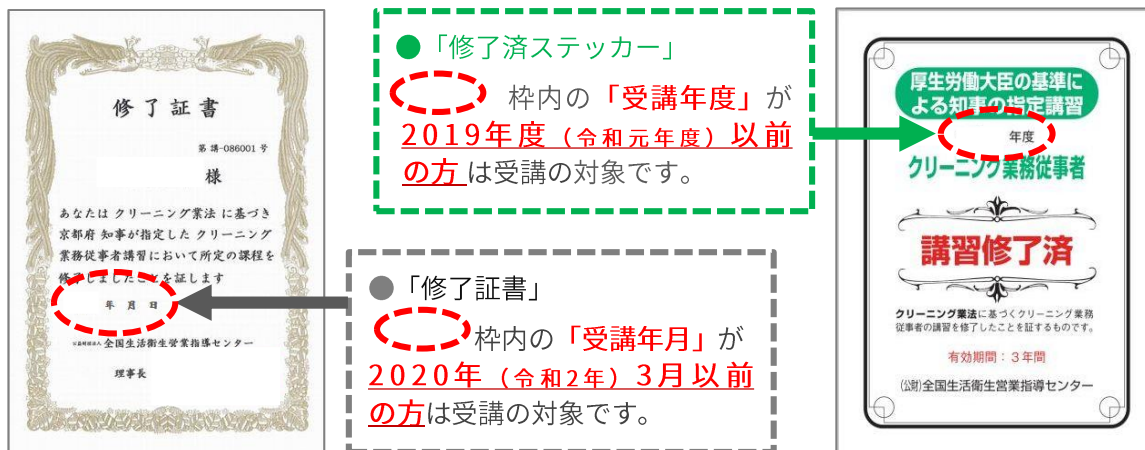
テキストでは、クリーニング業に携わる業務従事者に必要な公衆衛生、衛生法規、環境保護や感染症対策についての取組み、カウンター業務においてトラブルにつながりやすい素材や加工、衣類の取扱い表示などの問題事例をカラー写真や資料、図表などを豊富に使用し、わかりやすく解説しています。正しい知識を習得し、お客様に信頼されるお店作りにお役立てください。

受講された方には、「修了証書」「修了済ステッカー」を交付しています。

講習の修了者については、京都府知事に受講修了の報告をおこなっています。また、修了者には、修了証書と修了済ステッカーを交付しており、店頭等に掲示することにより、お客様に「法令順守の店」として信頼できるお店であることをPRすることができます。

令和4年度（2022年度）の受講対象の方（※受講対象の確認方法）

※受講時に交付されている、一番新しい「修了証書」又は「修了済ステッカー」でご確認ください。



<受講に関するお問合せ・お申込み先>

公益財団法人 京都府生活衛生営業指導センター

〒606-8221 京都市左京区田中西樋ノ口町90
TEL (075) 722-2051 / FAX (075) 711-6123
受付：平日（土日祝日を除く） 10：00～16：00

<研修講習専用WEBページ>

- ・制度の概要
- ・開催内容（申込状況）
- ・受講申込書のご請求
- ・よくあるご質問 など

